

第3項 今後の緑化施策の課題

今後は以下の課題を踏まえ、練馬区のみどりの保全と創出を推進していきます。

- 区内に残された練馬の特徴的な郷土景観を残す良好な樹林地について、保護樹林や憩いの森の指定を進めることにより、保全を推進していく必要があります。また、特に重要な樹林地については、特別緑地保全地区に指定することなどにより、保全を図ることが必要です。
- 区民が農とふれあえる場としての農地の活用や、農地と樹林地が一体となった景観の保全などにより、農地の保全を図ることが必要です。
- 区の緑被率を高めるために、学校、道路、その他公共施設の緑化や、公園の整備などを更に推進することが必要です。
- 宅地のみどりを創出するために、区民一人ひとりの更なるみどりへの意識の向上を図り、宅地の緑化を推進することが必要です。
- 「練馬区みどりの基本計画」（平成21年1月）に沿って、生きものが移動するための回廊をつなげ、みどりと水のネットワークを構築していくことが必要です。
- 「生物多様性国家戦略2010」（平成22年3月16日閣議決定）に沿って、生物多様性の保全を考慮した、みどりの保全と創出を図ることが必要です。



土支田農業公園の農業教室